

当社はすべてのお客様に引越し約款同意書にご署名のお願いをしております。  
後の引越しトラブルを未然に防ぐためにもお客様のご理解をご協力をお願いいたします

## 引越し約款同意書

### 第1 お客様の荷物の申告と引き受けのお断り

荷物の中に、以下の各号に掲げるものがある場合には当社にご申告くださいます様お願いいたします。  
なお、これらの荷物については、お引受をお断りすることがあります。

①現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等お客様において  
携帯することができる

貴重品

②火薬類その他の危険品、不潔な物品等、他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの

③動植物、ピアノ、美術品、骨董品等、運送に当たって特殊な管理を要するため、他の  
荷物と同時に運送することに

適さないもの

④上記①③を除く貴重品、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む）、変質若し  
くは腐敗しやすいもの等、運送

上特段の注意をようするもの

### 第2 責任及び免責

1 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意過失により、荷物を減失・毀損したときは、賠償します。ただし、以下の各号に

掲げる事由による毀損については責任を負いません。

ア) 荷物の欠陥、自然の消耗 イ) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類似する事由 ウ) ストライキ若しくは

サボタージュ、社会的騒擾その他の事変または強盗 エ) 不可抗力による火災 オ) 予見できない異常な交通傷害 カ) 地震、津波、洪水、暴風雨、

地すべり、崖崩れ、その他の天災 キ) 法令または公権力の発動による運送の差し止め、開封、没収、差押えまたは第三者への引き渡し、ク) お

客様またはお客様の関係者の故意または過失

2 第1の①②③④の各号に掲げる荷物については、当社がその旨を知って引き受けた場合に限り、当該荷物の減失、毀損について損害賠償の責任を

負います。

3 お客様が梱包した段ボール内の荷物については、当社が当該段ボールを落としたり、ぶつけたりしたこと  
によることが明らかであるものに限り、その減

失・毀損について、損害賠償の責任を負います。

4 電気製品については、当社が搬出作業までに動作確認できたものに限り、その減失・毀損について損害賠  
償の責任を負います。

5 荷物の減失・毀損についての当社の責任は、お客様が荷物を受け取った日から14日以内に通知しない限  
り、消滅するものとします。

### **第3 搬入前・搬出後の確認**

当社とおお客様の立会いの下で、搬出前・搬出後の荷物の在否、減失、毀損の有無の確認を行います。上記確  
認の際に指摘されなかった荷物の紛失、

減失、毀損等の苦情については、原則としてお受けできません。

**上記の引越し約款同意書に同意し、**

**見積もり時の申告内容に相違ありません。**

作業日      月      日

**署名**

---

**車内、荷台に荷物の残留がない事を確認しました。**

**署名**

---